

日本組織移植学会認定コーディネーター制度

平成 17 年 3 月 8 日 作成
平成 19 年 4 月 11 日 改訂

組織移植コーディネーター認定委員会

委員長 札幌医科大学高度救命救急センター 浅井 康文

組織移植コーディネーター委員会

委員長 東京歯科大学市川総合病院角膜センター 篠崎 尚史

委員

杏林大学救急医学 田中 秀治

(社)日本臓器移植ネットワーク 菊地 耕三

兵庫医科大学救急災害医学 吉永 和正

日本医科大学高度救命救急センター 横田 裕行

(財)新潟県腎臓バンク 秋山 政人

杏林大学組織移植センター 青木 大

(財)兵庫アイバンク 渡邊 和誉

I. 日本組織移植学会認定コーディネーター制度の概要

組織移植コーディネーターは、善意による組織提供者への礼意を保持した対応と、普及啓発活動などの提供者拡大に努めると共に、提供側、移植側の権利が脅かされることなく、移植医療が円滑に遂行されるようその責務を自覚し、行動することを使命とする。

日本組織移植学会組織移植コーディネーター委員会(以下コーディネーター委員会と略記)の目的は、コーディネーターの資質の向上や発展を図ると共に、日本における組織移植医療の進歩、普及のためにコーディネーターの教育を行うものである。

移植コーディネーターの認定事業は、日本組織移植学会が、組織移植コーディネーター認定委員会(以下認定委員会と略記)を設置、さらに認定委員長を任命し、同委員会が認定試験の実施、並びに認定を行う。

II. 組織移植コーディネーター理念

1. 提供にあたっては提供者ならびにその家族の意思を最大限に生かし、また、常に礼意を持って接すること。
2. 組織移植コーディネーターは、日本組織移植学会の示す倫理規約を遵守し、ガイドラインに基づいた活動、行動を行うものとする。
3. わが国での組織移植の進歩・発展のため、社会的・医学的知識および技術を習得し、国民のコンセンサスが得られるよう努力する。
4. 組織移植医療の対象はあくまで移植を必要とする患者であり、十分な数の提供者を確保し、提供する組織の安全性を確保し、公正・公平に供給する。
5. 提供者に成り得る方の家族への配慮を欠かすことなく、その家族が冷静にインフォームドチョイスをできるよう、中立な立場で的確な情報を与える。
6. 提供・あっせんに際しては、その記録を厳重かつ正確に管理する。
7. 業務上知り得たことに関する守秘義務を厳守する。

Ⅲ. 日本組織移植学会認定コーディネーター制度について

A. 日本組織移植学会認定コーディネーターの位置づけ

GTP(Good Tissue Practice)の存在しない我が国においては、組織バンクの活動・規約はパブリックアクセプタンスに則って実施せざるを得ない。ことに、1) 承諾の公正性確保、並びに2) 安全な保存技術の担保の2点が、本制度の保証すべき点である。資格制度として、法的根拠の無い組織移植におけるコーディネーター制度が、現時点では国が認定する資格ではない。従って、学会認定制度として発足することが現実的な対応と考える。

B. 評価方法について

1. 組織移植コーディネーター認定基準

組織移植コーディネーター認定基準を満たしたものに認定証を交付する。交付にあたっては、以下の要件を満たすことが必要である。なかでも本学会の主催する組織移植コーディネーターセミナーの受講は必須項目とする。

認定申請のための資格(日本組織移植学会認定コーディネーター制度規則および同施行細則を参照のこと)

- a) 医療系4年制大学卒またはそれと同等の知識を持つこと。但し、組織バンク、アイバンク、日本臓器移植ネットワーク、都道府県コーディネーターとして実務経験を1年以上有していることが必要でかつ通算1年以上日本組織移植学会会員であること。
- b) 本学会の主催する組織移植コーディネーターセミナーに参加していること。確認作業として、認定委員会は本学会の主催する組織移植コーディネーターセミナーの受講票のコピーを受験希望者に提出させるものとする。受験希望者は少なくとも2回以上の同セミナーを受講しなければならない。
- c) 筆記・実技試験と面接を実施して合格すること。
- d) その他(必要と思われる要件)
 - 1) 組織バンクとしてのコーディネーションに必要な知識を有すること
 - 2) 組織移植コーディネーターとしての役割認識があること(業務・責任・接遇)
 - 3) 原則として、組織移植コーディネーターの業務に専任できること(専任出来ない場合には、相当時間を費やすことができるもの)
 - 4) 提供者発生時には夜間・休日においても対応できること

2. 上記項目以外にも、下記のセミナーへの参加は認定の上で重要な参考基準となる。参加した場合には参加記録としてその章を貼付する。

- a) 臓器移植ネットワークにて実施される臓器移植セミナーへの参加
- b) 各組織バンクで行う継続教育の実施(所属上長からの推薦書とチェックリストが必要)
- c) 関連学会、研究会、団体の主催するセミナー、ワークショップ等への参加等により知識面での継続教育を実施する。

技術面での教育は、コーディネーター委員会の実施するセミナーでの教育のみでは不十分であり、各施設における責任者および指導者からの教育が重要である。各組織の専門的技術の認定については、コーディネーター委員会より示された教育プログラムに基づき、各施設の所属上長の責任のもと、教育を行う。

教育プログラムを終了し、所属上長が技術者としての責務を果たせると判断した者に関しては、コーディネーター委員会が定める書類にて申請を行い、認定委員会が認定を行う。

これらの評価には、事業の性格上、非個人による客観的評価法を実施する。

C. 認定証の有効期限

認定期間は発行日から3年とする。

D. 日本組織移植学会認定コーディネーター認定証交付の更新基準

認定後の更新制度は、コーディネーション実績、セミナー受講、学会参加、再認定試験等の累積ポイント等を考慮して行う。

日本組織移植学会認定コーディネーター認定証期限は3年と定められており、以後認定の更新を行う際の加算すべき項目は、以下に定める。更新時は各項目ごとに合計点数30点、④においては15点を3年間で満たすこと。

1. セミナー・勉強会への参加

- ・本学会主催の移植コーディネーターセミナー : 10点
- ・日本臓器移植ネットワーク主催の臓器移植セミナー : 10点
- ・各組織毎に開催される講習会 : 5点
- ・関連学会、研究会、団体の主催するセミナー・ワークショップ等への参加 : 5点

2. Co 業務経験1: コーディネーション

- ・初期情報の収集 : 1点
- ・ご家族へのI. C : 2点
- ・手術室の対応 : 1点
- ・提供後の家族の訪問 : 1点
- ・組織提供に至った経験 : 3点

3. Co 業務経験2: 普及啓発

- ・提供病院職員説明会 : 5点
- ・提供施設への啓発ツール設置 : 3点
- ・提供病院定期訪問 : 2点
- ・教育機関での勉強会・講演 : 5点
- ・一般市民への啓発活動 : 5点

4. 学会研究発表等

- ・学会参加(地方会・研究会) : 1点
- ・学会参加(全国学術集会) : 2点
- ・学会発表(地方会・研究会) : 3点
- ・学会発表(全国学術集会) : 5点
- ・論文発表(和文・学会誌) : 5点
- ・総説など : 3点
- ・論文発表(英文) : 10点

学会出席・研究発表については、移植医療関係・救急医療関係および各組織関連の学会及び研究会であり、組織提供・移植に関する内容あるいは関連の深い内容に限る。更新に際しては、コーディネーター委員会に、上記、出席を証明する記録等を、更新願いと共に送付して了承されなければならない。